

周南地区衛生施設組合斎場「想い出の杜ホール」

令和7年度（冬季）火葬炉設備性能試験結果一覧

測定実施日：2026年2月20日

※排ガス基準5号炉から8号炉は令和8年度に実施

再測定実施日：2026年4月6日

排 ガ ス 基 準	要求水準書 第3-7 環境保全対策業務		結果一覧								
	規制物質	基準値	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉	8号炉	敷地境界
	ダイオキシン類濃度	0.1ng-TEQ／m3N 以下	○	○	○	○					
	ばいじん	0.01g／m3N 以下	○	○	○	○					
	硫黄酸化物	30ppm 以下	○	○	○	○					
	窒素酸化物	250ppm 以下	○	○	○	○					
	塩化水素	50ppm 以下	○	○	○	○					
	一酸化炭素	30ppm	○	○	○	○					
※ 基準値は酸素濃度12％換算値（1行程の平均値）とする											
悪 臭 に 関 す る 基 準	特定悪臭物質の種類	規則基準	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉	8号炉	敷地境界
	アンモニア	1ppm 以下	○	○	○	○※					
	メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	○	○	○	○					
	硫化水素	0.02ppm 以下	○	○	○	○					
	硫化メチル	0.01ppm 以下	○	○	○	○					
	二硫化メチル	0.009ppm 以下	○	○	○	○					
	トリメチアルミン	0.005ppm 以下	○	○	○	○					
	アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	○	○	○	○					
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	○	○	○	○					
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	○	○	○	○					
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	○	○	○	○					
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下	○	○	○	○					
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下	○	○	○	○					
	イソブタノール	0.9ppm 以下	○	○	○	○					
	酢酸エチル	3ppm 以下	○	○	○	○					
	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下	○	○	○	○					
	トルエン	10ppm 以下	○	○	○	○					
	スチレン	0.4ppm 以下	○	○	○	○					
	キシレン	1ppm 以下	○	○	○	○					
	プロピオン酸	0.03ppm 以下	○	○	○	○					
	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下	○	○	○	○					
	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下	○	○	○	○					
	イソ吉草酸	0.001ppm 以下	○	○	○	○					
	臭気濃度（排気筒出口）	500 以下	○	○	○	○					
	臭気濃度（敷地境界）	10 以下	○	○	○	○					
騒 音 基 準	測定箇所	基準値	告別収骨室 1	告別収骨室 2	告別収骨室 3	告別収骨室 4	告別収骨室 5	火葬炉室	敷地境界		
	騒音（1炉稼働時）	70db 以下	—	—	—	—	—	○	—		
	騒音（全炉稼働時）	80db 以下	—	—	—	—	—	○	—		
	騒音（全炉稼働時）	60db 以下	○	○	○	○	○	—	—		
	騒音（全炉稼働時）	65db 以下	—	—	—	—	—	—	○		
廃棄物	規制物質	基準値	BF飛灰	集塵機飛灰							
	ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ／g	○	○							

※4号炉の測定の結果、アンモニア濃度が基準値を超過いたしました。

これを受け、4月6日に再測定を実施し、アンモニアと臭気濃度において基準値を下回っていることを確認いたしました。

今回の事案による周辺環境への影響がないことをあわせてご報告申し上げます。

■測定結果の概要

・当初測定結果（2月20日実施）

アンモニア（4号炉 測定孔）：2.2 ppm（基準値：1.0 ppm以下）

・再測定結果（4月6日実施）

アンモニア（4号炉 測定孔）：0.1 ppm未満（基準値 1.0 ppm以下）

臭気濃度（4号炉 排気筒）：40（基準値 500）

臭気濃度（敷地境界）：10未満（基準値 10）